

議 事 日 程 （第 1 号）

平成25年 6 月25日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告
日程第 4 平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 5 議員派遣の件
日程第 6 一 般 質 問
日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
専第 8 号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第45号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
日程第 9 議案第46号 東白川村子ども・子育て会議条例について
日程第10 議案第47号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
日程第11 議案第48号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第12 議案第49号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第13 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	村 雲 辰 善	2 番	桂 川 一 喜
3 番	樋 口 春 市	4 番	服 田 順 次
5 番	今 井 保 都	6 番	安 倍 徹
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

ただいまから平成25年第2回東白川村議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安倍 徹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの4日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの4日間に決定をいたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安倍 徹君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成25年6月25日、東白川村議会議長 安倍徹様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成25年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成25年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成25年3月26日、平成25年4月23日及び5月24日。

3. 検査の結果 平成25年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安倍 徹君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

[挙手する者なし]

質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安倍 徹君）

日程第4、平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、出納検査の次の資料をごらんいただきたいと思います。

平成25年6月25日、東白川村議会議長 安倍徹様、東白川村長。

平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成24年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

1枚めくっていただきまして、平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計のみでございます。

2点ございまして、1点目でございますが、8款2項防災安全交付金事業、この事業につきましては、国の経済対策の一つとして、国から3月に内示をいただいたものでございます。内容につきましては、路面の正常化調査修繕計画、それから橋梁の長寿命化点検修繕計画、それから路面の修繕工事でございます。金額欄は、事業の全体の予算額でございます。金額が3,576万8,000円、全額の3,576万8,000円を25年度に繰り越すものでございます。財源といたしまして、未収入特定財源としまして、国庫支出金2,468万7,000円、残りが一般財源で1,108万1,000円でございます。

2点目でございますが、9款1項災害対策費でございます。内容としましては、防災無線の実用化設計の委託業務でございます。防災対策費全体の予算としまして1,072万1,000円ございまして、うちデジタル化設計費のほうで387万4,000円でございます。財源のほうは、全額一般財源でございます。

合計の繰越額でございますが、予算の次のところで3,964万2,000円を繰り越すものでございます。財源は以下のとおりでございます。平成25年6月25日提出、東白川村長。

繰り越し理由としましては、いずれも事業規模の決定に時間を要したために繰り越すものでござ

います。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。
質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成24年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安倍 徹君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。
本件について、趣旨説明を求めます。
議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を御説明申し上げます。
次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げていきます。

1番、少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成25年7月5日、議員全員。

2番、東京東白川クラブ総会、村人会との親交に資する。東京都、平成25年7月7日、服田順次議員。

3. 可茂町村議会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める。シティホテル美濃加茂、平成25年7月22日、議員全員。

4. 東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原公園、平成25年8月14日、議員全員。

続きまして、下段では、議長決裁により既に議員を派遣しておりますので、お目通しをよろしくお願ひします。

以上で、議員派遣の説明を終わります。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安倍 徹君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

きょうは、第5次総合計画策定について質問をさせていただきます。

今年度は、第5次総合計画策定の非常に大切な年であります。村の将来像、村の大切な目標を明らかにし、それに向かってさまざまな施策を講じていくこととなりますが、非常に重要な計画であります。

計画によっては、住民の方々のモチベーションも上がってくるものと思いますし、今後、集落座談会の開催、活性化講演会などを計画されていますが、4次総合計画の人口減少に歯どめをかける、持続可能な美しい東白川村を将来に残していくことは当然大切であります。現在住んでみえる住民の人が少しでも夢を持てる、やりがいのある総合計画であることが大切です。将来にわたっての村長のお考えを明確にいただき、集落座談会などで細部について、住民の方々の意見をお聞きいただくことが重要だと思います。

また、一昨年前から、官民協働による持続可能な村づくりを進めるため、勉強会も開催され、5次総合に向け、取りまとめ作業に入っただけしているものと思いますが、いかがでしょうか。

住民の方が安心・安全に住み続けられる村であるために、村長は、第5次総合計画における重点課題として、どのような村を目指していくことが必要とお考えか、お伺いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えを申し上げます。

去る5月には、岐阜県と山県市等の主催により、緑の祭りが山県市四国山香りの森公園において

行われ、東白川村の中学生、緑の少年団が表彰を受けました。

その前の日曜日には、恵みの森づくりフォーラム2013が中津川市蛭川において行われました。知事さんが誘致を進めておられる全国育樹祭のキックオフイベントと伺いました。坂本龍一主宰のモア・トゥリーズ講演もあって、次の日に坂本龍一先生が東白川村のモア・トゥリーズの森へ訪問をいただきました。

このように、最近では、山とか緑とか木とか環境とか、我々、中山間に住む者にとって心地よい言葉が聞こえるようになってまいりました。少しずつ価値観の変化を感じております。

木材と水は、東白川村はもちろんのこと、岐阜県の、また日本の大きな資源であると考えます。自国の資源を大切に政治を期待しており、ぜひ育樹祭を実現し、岐阜県が山と清流の国のトップに立っていただき、岐阜県から木材資源を中心とした国づくりを提唱し、均衡ある国家の発展に寄与したいものでございます。

東白川村の将来を考えると、自然とともに、持続可能な村づくりが重要と考えます。人口減少に歯どめをかけようとしておりますが、減少は続いております。少し緩やかになったとは思っておりますが、10年先に人口がふえる要素は見当たりません。人口が減ったとき、どうするかを考えていく必要があると思っております。特に学校の教育とか、皆さんがおっしゃいますように集落の運営であるとか、祭りの開催であるとか、いろんなことが人口減によって大きく変貌してまいります。そのような変貌に対して、我々は常に、いかにしてそれを乗り越えていけるのか、自分たちが考えながら、そのときになってうろたえることなく、前々からどれだけ減るからどうするということは決定をしておくわけにはまいりませんが、右往左往しないで対処していける心構えをつくっていかなくてはならないと思っております。災害のときと同じような思いをするわけでございますが、我々が日ごろからそのような心構えを持って行いたいものであると、こんなふうに考えております。

また、官民協働については、事例があると思しますので、係のほうから説明をいただきます。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

官民協働につきましては、平成23年度に官民協働の村づくりの勉強会を発足して、皆さんに勉強していただきました。その中で、将来ビジョンをとということになりまして、平成24年度は美しい東白川将来ビジョンの策定作業を行っていただきました。4回ほど会議を開いたわけですが、今年度、平成25年の10月ごろをめどにこのビジョンを取りまとめて、それを今度総合計画のほうに反映させていくというような手順になってくるということになりますので、どうかよろしく願います。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

5次総に向けて、高望みをするのではなく、また村長がよく口にされております、ない物ねだりよりも、現在村にある資源である基幹産業の推進を図っていただかないと、非常に高齢化も進み、農業に携わってみえる方が夢を持って取り組めるような、またこれが推進されることによって村の活性化にもつながっていくものと思います。恐らく村長の頭の中には村の将来像というものも描かれているものと思います。それに向けた施策等も恐らくお考えになっているのではないかなあと。その点についてもひとつ伺いをしたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、今後、集落座談会等を計画されておりますので、村長の思いというのをぜひとも住民の皆さん方にお伝えいただいて、住民の皆さん方のお考えもひとつ取り込んでいただいて、10年後の村の将来像というものを描いていただきたいなあと。ぜひとも住民の皆さん方が、本当にこの村に住んでいてよかったなと思っただけのような村づくりに御努力を願いたいと思いますので、再度、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員おっしゃるように、ない物をねだってもないわけでございますので、ある物をいかにして、我々は探していくか。結構気がつかない、村のいいところがあるわけでございます。特に私たちの村は本当に自然に恵まれたと申しますか、自然しかないと申し上げますか、このような場所へ新しく来ていただく方は新鮮な目でこれを受けとめ、昨日も私の集落へ越してまいりました方と懇親を深めることがありまして、いろいろお話を伺うと、非常にいいところで期待をしていると。すばらしいところだというふうにお褒めをいただいたわけですが、私は七十何年も同じ集落で生きておりますが、そんなふうに残り思わぬわけですが、やはりそういうふうに映るのかなあということをおもいますときに、やはりよそから新しく村民になっていただける方、そしてまた現在、村民としてここで長く住んでみえる方、どうか自分たちの村のよいところを見つけていただいて、今後、我々がどういうふうはこの村を運営していくのかをともに考えてまいらなくてはならないと思っております。かけ声は、美しい村、持続可能な村を将来の子供たちに残していきたいという抽象的なことを申し上げておるわけですが、5次総の計画の中では、今までは何をどういうふう維持していくのかというのがまず第一に我々の頭に浮かぶわけでございます。いずれにしても、先人がつくっていただいた簡水であり、CATVであり、いろいろなものを我々は享受しながら生活しておりますが、これは日ごろメンテナンスが必要なわけでありまして、大きな金額が必要になってくる大改修が迫っておりますので、こういうことも5次総の中で考えていかななくてはなりませんし、また最近のように、天候が不順である。東白川は大きな災害がない村と思っておりましたが、一昨年の前の年でしたか、大きな災害があつて驚いたわけですが、こういうことがまたあるということが言われております。このような場合にどうしていくのかをまず第一に考えてまいらなくてはならないと思っております。

それが、村民の皆さんの安心・安全の第一歩であると思っておりますので、皆さんの御意見を伺

いながら、新しい計画を立ててまいりたいと思っておりますので、また議員の皆様方にも御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

ぜひとも、数年間にわたって、官民協働の勉強会をされた成果を十分に発揮していただくことも期待をいたしておりますし、村長は、住民の皆さん方の御意見も取り入れながら、安心・安全な村づくりを進めていきたいというふうな抱負を述べていただきましたので、期待をしております。ぜひとも住民の皆さん方とともに、住民の皆さん方が本当に期待を寄せておられますので、その成果が出ることを期待いたしまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍 徹君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

一般質問を行います。

ことしの茶業振興に対してと、もう一つ、職員の定員管理の適正化について、2点についてお伺いをいたしたいと思っております。

平成25年度も6月に入り、国は安倍政権のもと、デフレ脱却、経済再生を軸に、積極的に政策を実行しております。

本村もそれぞれの事業が順調に執行されていることと思っております。

ことしは、春先から天候不順で、農作物に対して厳しい年となりました。特に茶業につきましては、価格の低迷もさることながら、供給量の低迷で、農家にとっては死活問題であります。それぞれの組合も鋭意努力はされておりますが、大変であると聞いております。

そこで、本村における基幹産業でもあります茶業振興に対して、どのような対応をされておるか、お伺いしたいと思っております。

次に、職員の定員管理の適正化についてをお伺いします。

健全な行財政運営に向けてと題し、定員管理の適正化に向けて、25年度は職員を1名募集しております。毎年退職職員に対して新しい職員を採用することは非常に大切であります。しかし、住民サービスの観点から見ると、常にサービス向上に努力、研さんが必要であるということでもあります。

そこで、新人に対して、どのような研修の場を設けてみえるのかをお伺いします。

また、東白川村のラスパイレス指数を見ますと、県下で白川町に次いで2番目に悪い状態であります。やはり職員の勤務意欲を上げるには、こうした点も考慮しなくてはならないと思っております。この点についても村長のお考えをお伺いしたいと思っております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えを申し上げます。

御承知のように、異常気象による白川茶の状況は、議員の御指摘のとおりでございます。専決によりまして、再生肥料は支援をいたしました。が、経営の大きな農家ほど肥料代の支払いにも困ると、こんな話は伺っております。それぞれの組合単位でお話を伺わせていただく用意はございます。ことしの茶期が終了後、どのような方法がよいのか、議員の皆様のお意見も伺いながら考えてまいりたいと思っております。それぞれの組合によって、自分たちの組合を見詰め直しながら、今後どのような改革をし、どのような方法で組合員を指導していくのかということをどうか組合の幹部の皆様方にお考えをいただき、その案をもって、また村長にもお話をいただきたい、こんなふうにご考えておるところでございます。

次に、東白川村の職員の給料は岐阜県内では安いほうでございますが、人口1,000人当たりの職員数は多いほうでございます。今回、政府の方針で地方の職員の給料カットが打ち出されましたが、東白川村の職員の給料は、議員御指摘のようにラスパイレス指数は100を超えませんが、据え置きといたしました。こういう時代ですので給料を上げられませんが、据え置きという措置で、今回は下げないということでございますので、どうかこれで御勘弁をいただきたいなど、こんなふうにご考えておるところでございます。

また、新採用の職員は、それぞれの課でもいろんな機関で研修に参加をさせております。詳しい事情はまた係のほうから御報告を申し上げます。

茶業の支援の状況と新採用の職員研修の現状について、御報告を申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

ことしの茶業振興の対応の状況について説明をさせていただきます。

ことしは、4月中・下旬に4日ほど気温零下による凍霜害が発生いたしました。その被害は、村内全域に及び、凍害による被害が主で、かぶせ茶や防霜ファンの茶園も被害を受けるほどの、今までにない異常気象によるものであります。

このため、早速5月1日付の専決により、茶の樹勢回復肥料の配付、もしくはその他の対策資材の配付を行いました。しかし、たび重なる凍害により、新芽だけではなく、二番、三番芽まで被害が及んでいたことにより、生葉の摘採時期がおくれ、それに伴う平均単価の下落、収量の減と相まって、東白川製茶、五加茶、両組合の一番茶の販売金額が大きく減収しております。

現時点の生葉、一番茶の生産額の試算では、生産者へ還元する分でございますけれども、平常時と比較して、東白川製茶で75%の減、五加茶で65%の減となっており、過去にない甚大な減収となっております。

このため、生産者の中では肥料代の工面等ができないといったことや、たび重なる減収により生

産者の失意による茶業経営の縮小や放棄等が予想されるため、両組合から、ことしの被害に対して緊急支援の要請が来ております。

今回の被害は、村の茶業振興にとって深刻な事態であることは当然でありますし、今後の茶業振興への取り組み自体の改革も必要になってくると思われまますので、今後、両組合と協議をしながら、対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

職員の新人研修でございますが、4月に入ってからすぐ、総務課のほうで公務員としての心構えとか、そういう全般的なことの研修をまず行います。それから、4月の中旬から5月の中旬、1カ月ぐらいの間ですけれども、それぞれの各課の係単位の研修をさせております。それぞれの係がどういう仕事をしておるかというような全体的なことをわかってもらうということで、係単位の研修もやっております。

それから、4月の下旬に職員の研修センターで新人研修がございます。それは2日間ほど出かけてもらっております。

それから、10月ぐらいには、また新人のフォローアップ研修ということで、研修センターへ出かけていく。

また、このほかに、それぞれの業務ごとの研修の機会がございます。それに、それぞれ自分の担当分野の研修に行ってくださいというようなことになっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

服田順次君。

○4番（服田順次君）

私が指摘しました農業のほうの茶業振興につきましては、今、係のほうからも十分に行政として把握をしてみえるというふうを考えておりますが、実際にはことしも非常に厳しかったわけですが、昨年も非常に厳しい中で、それに上乘せをしたような形で、ことし、同じように苦しいという状態になっております。これは抜本的な、村長の意見の中にもありましたけれども、組合との、議会も今回、産業建設委員会のほうで勉強会を催すような企画もなされております。そんな中で、本当にこれから将来に向けての茶業振興について抜本的な考えをある程度しっかりと持たねばならない時期が来ているのではないかとこのように思っております。特に今回の被害について、茶業に携わってみえる皆さん方の意欲というものがだんだん廃れていくというようなことがあってはならないわけでありまして、そうした点からも、行政としての行政指導をどういうふうにお考えになるのか、再度お伺いをしたいと思っております。

それからもう一つ、2番目に上げました職員の適正化についてでございますけれども、これについては、その裏にありますのは、当然住民サービスが基本であります。新人研修をやられる。これ

はもちろんでございますが、それ以上に、ほかの係長さん、そして課長さんの皆さん方が住民に対しての住民サービスを常日ごろ研さんしていただきながら、住民の目線から見て、役場の職員は一生懸命やっておるなというようなことが感じられるような状態というのが望ましいのではないかと思います。

また、ラスパイレス指数における国の要請を受けても、職員の給与の削減は、他市町村も下げたところもありますし、管内では2カ所ほど下げておりますけれども、当然それはラスパイレス指数が100以上のところであります。100以上のところでも削減をしなかったところもございます。当然東白川においては、その点では今回の定例会にも上がってきておりませんので、削減をされないという状態にあるわけで、当然のことだと私は思いますし、そのことが職員の皆さんの意欲につながるように、ぜひとも幹部職員の皆さん方の御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

この2点について、再度御質問をしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

農業の支援についてですが、茶業の支援については議員の皆様方に審議をいただいたところでございますので御存じとは思いますが、3年間の期間を限定いたしまして、防霜施設、それから機械化の改良等に3分の2の補助をしておるところでございます。かなり進んでまいったと思っておりますが、ことしの寒害にはちょっとまだ足らなかったということが言えるかと思いますが、今後ともそのような方法で支援はしてまいりたい、こんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、職員のことにつきましては、総務課長が申しあげましたように研修はいろいろやっております。もちろんその研修の中で、我々は公僕であって、皆さんのために奉仕をする、住民サービスをするのが当たり前のことであるということは徹底的にお話があるわけでございますし、また先輩の職員もそのような方法で指導をいたしております。村の職員は村民から給料をいただいておるという考え方で今後とも皆さんのために奉仕をしていくと。これが職員の本分でございますので、これは私としては当然のことと思っておりますので、皆様方からも御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

服田順次君。

○4番（服田順次君）

茶業振興につきましては、今申し上げられましたとおり、行政のほうも今後に向けて、将来に対して各組合との懇親を深めていただきながら、本当の意味で希望の持てる茶業振興にしていきたい。我々も、それに対しての勉強会とか、そういうことにつきましては汗を流してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、職員の管理につきましても、できるだけ、今、村長さんがおっしゃられたように住民サービスということを常に念頭に置いていただきながら、村民との接し方を十分していただきたいというふうに希望を述べて、終わりたいと思います。以上です。

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をいたします。

初めに、村の農業について。

ことしの天候は、農業を営むには春先の低温被害、そして空梅雨と、自然には逆らえませんが、本当につらい状況です。限られた面積で、しかも従事する人は高齢者が多く、なかなか意欲が湧かないのが現状です。また、動物の被害にも手を焼いていて、対策がますます必要となっております。

そして、何よりも、国が進めようとしていくTPP参加交渉で、中山間地域の農業はどうなるのか、心配をするところです。村の農業は自壊への道をひた走っているようにさえ映ります。

政府が進めようとしている成長戦略の第2弾は、農業・農村の所得倍増を目標とするとのこと。農地集約や農産品の輸出拡大や高齢化が著しい農業に若者を呼び込む政策が何より欠かせないと思っておりますが、東白川村の農業には、どれをとっても苦難の道に思われます。村長は、村の農業の将来をどのようにお考えか、お伺いいたします。

2点目、災害対応について。

去る5月22日に、可茂土木事務所に土砂災害警戒区域の指定に伴うレッドゾーン区域の解消を一日も早く検討していただくようお願いをしたところですが、レッドゾーン区域の中に避難所施設が何カ所かあります。住民の安心・安全に向けての避難所としての対策が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、万が一、災害が発生した場合、住民は行政の指示に従って行動するわけですので、村として、電気や水等の確保に必要な備えは十分できているのかをお伺いいたします。以上です。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えを申し上げます。

服田議員に続いて、農業についての御質問でございますが、議員の御質問のとおり、東白川村は中山間に位置し、低地の農業のように集約を目指しても、それぞれの圃場は狭く、限界がございます。東白川村の農林産物は、ヒノキ、白川茶、米、トマト、野菜、飛騨牛、どれをとっても品質は一流であります。これらが今は大量生産とか早期出荷とか、品質と関係ないところでおくれをとっているような感じを受けております。我々自治体は、生産地ということを自覚して、今までは生産に力を入れてまいりました。今までのことはそれでよしとしながらも、これからは販売にも力を入

れていかななくてはならないと思っております。特徴ある地域で、手間暇かけて丁寧につくったものを自分たちの価格で販売できるような環境をつくりたいと考えております。

道は遠いかもかもしれませんが、議員の発言の自爆への苦難の道をひた走るような思いというちょっと暗い気持ちではなくて、地域や気象条件を味方にするような考え方をしたいと思っております。ぜひとも、先ほどではございませんが、ない物ねだりではなくて、ある物探しをしたい。我々の土地は非常に特徴ある土地を持っている。特徴ある気候の東白川村である。私はそんなふうと考えております。

次に、災害対策の御質問でございますが、東白川村は、地震で山が崩れる、そんなことを想定すれば、ほとんどが危険地帯でございます。豪雨災害が起これば川や谷の近くは危険であります。ここが怖い、あそこが怖いと言っておると、住むところなくなるわけでございます。現在おるところが都でございます。

行政は、気象条件や危険予知は少しでも早く村民に伝えてまいります。皆様方は、ふだんから災害の種類を考えながら、家族で話し合っていたいただきたいと思いますと思っております。

電気や水や食糧の備えは十分できているかとの御質問でございますが、食糧については、皆さん、米を自分の家で蓄えておられるかもしれませんが、電気や水は、電気がとまると一瞬にして暗がりになるわけでございます。村でも電気については、太陽光発電は少しはございますが、蓄電池はこれからでございます。水は、断水した場合、タンクはありますが、貯水はしておりませんので、簡水の貯水槽からの給水と。運ぶというようなことになるわけでございます。と予想をしておりますが、いずれにしても備えは不十分でございます。今後の課題と考えております。太陽光発電には、できれば蓄電池をつけたい、こういうことで、ニューディール事業においても国の支援のある太陽光発電を申請しております。今後見守ってまいりたいと思っておりますが、この決定があれば、余り村の予算は伴いませんので、また議会の皆さんに御相談しながら実行してまいりたいと、こんなふうに思っております。

農業支援に対する予算額、それから防災予算については、係のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

農業支援に対する予算額について説明をさせていただきます。

今年度の農業関係予算は1億297万ということで、前年比では2,600万ほど減となっておりますけれども、これは主に美濃東部事業の完了による負担金の減、それからモデル茶園の造成の減等でございますので、ことしも同じような予算で、引き続き各農産物の振興を図りますとともに、新規就農者の支援、それから、耕作放棄地防止に力を入れていきたいというふうに考えております。

また、販売のほうにも力を入れるということで、村民所得を向上させるため、今年度は村内商品の販売促進事業の予算を組んでおります。これは、村内の農林産物ですとか、商工業製品等に高い付加価値をつけて商品化をし、今年度開設予定の東白川村インターネットショップというものに生

産者から出品をしていただき、広大なネット市場での販売機会を得ることにより、より多くの収益を上げていただきたいというものでございます。

こうした販売システムの運用により、新たな特産品の開発が促進され、また販路の拡大によって、収益が少しずつ見込まれるようになれば、I・J・Uターン者の増加、それから耕作放棄地の発生の防止といった面にも期待が持てると思っております。

また、急速に進みます高齢化社会の中で、今後ますます労力の主体となると思われます高齢の方にも、まき、手摘み茶、それから山菜、薬草類等のそういった軽作業での収益、仕事といったようなことも見込まれてくるのではないかとということで、この事業に期待をしております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

防災のほうのことしの予算でございます。ことしは大きな金額はなくて、防災備蓄品のほうは31万9,000円ほどでございます。携帯型の簡易トイレとか、LEDのランタンとか、おむつとか、そんなようなものを準備する予定でございますし、あと、衛星の携帯電話を災害のときに使えるようなことで2台ほど買うような予定もしております。

それから、後ほどの補正予算で出てきますけれども、避難所へ可搬型の発電機を、全部の避難所というわけにはいきませんが、置きたいなど。それから、小学校と中学校に防災の備蓄庫がございませんので、備蓄倉庫を入れたいなど。それは、コミュニティー助成金の内示がございましたので、それを活用して整備したいなどというふうに思っております。

それから、一番心配なのは庁舎のほうでございます。CATVにつきましては、発電機がございましてできますけれども、庁舎そのものが可搬型の発電機しかございません。それでは、投光機での電気とか、その程度しか使えませんので、今後はそこが急務になってきます。ただ、来年度以降に防災無線のデジタル化、それから村長がちょっと言ってみえましたニューディール事業のことも考えながら、村の庁舎の発電機のほうを今後考えていきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、今井保都君。

○5番（今井保都君）

東白川村、特に中山間地域の農業をこうして答弁いただきましたが、明るい展望をなかなか見出せないわけですが、課長のほうから、ことしの予算も幾らか組んであるということも今申されました。産業建設常任委員会の資料で10の事業が載っております、トータルしますと4,354万2,000円の予算が計上されておるわけです。これらの事業で所得の向上を私たちも期待しておるわけですが、なかなか現実には難しいものがあるかと思えます。行政として、このような事業と所得とがどういう関係になるか、その辺の動向もしっかりと点検をしていただきながら、さらに研究をしていただいて、この間も委員会報告を行いましたけど、水耕栽培の勉強会とか、いろんな研

究を重ねていただいて、今後も農業に対しての積極的な取り組みを行政主導で進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほどお茶の件で4番議員さんも質問されましたけれども、2年続きの凍霜害、これは個人的には被害というよりか、災害だというふうに私は認識しております。行政はそのことについて、私の認識とかけ離れているのか、その辺のことも村長からお聞きをしたいと思っておりますけれども、何せ東白川村の景観は、豊富な森林、それから川、それから茶園だと思います。本当にそういったものが一つ一つ失われていけば、東白川村の財産の損失だというふうに私は思います。茶業を何とか衰退させないような努力をいつも行政にお願いするわけですがけれども、それぞれ組合の努力も必要かと思っておりますけれども、そこら辺のいろんな密接な関係を、突き放すのではなくて、心配、悩み事があれば、広い意味でそういうことを受け入れていただいて、本当の意味での組合への行政主導もさらに深めていかなければ、この問題は、毎年毎年同じような災害被害が出れば、何らかの専決なり、補正が出てくるわけですので、その辺の今後に向けて、どうしたらそういうことが最少限度にとめられるか、そういったこともぜひ今回は災害を通して、私たちも勉強しながら、さらに東白川村の茶業をどうしていったらいいかということも考え直す時期に来ておるのじゃないかと思っておりますので、村長にその辺の答弁をお願いします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員おっしゃるように、大変苦しい災害であると申されるわけでございますが、災害をどういうふうにするかと言われてもちょっと困るわけでございますが、特にお茶組合に行政指導するというようなことは私は考えておりません。お茶組合の方々が自分たちの組合で、こういうふうにお茶をつくり、こういうふうにいいものをつくっていくということは自分たちで決定をされて、営々とやってこられたことでございます。村長が、今、おまえんたの思っておることは違うよとか、こうしなさいとか、こういう指導をする場面ではございませんし、私は、当然そういうことはするべきとは考えておりません。

もちろん組合の方々がこうしたいと村長に支援を求めるといってお話があれば、先ほどお答え申し上げましたように、お話を伺い、そしてまた議員の皆様にも御相談申し上げて、やっていくというのが道でございますので、議員の皆様方も研究会をやられるというお話を伺いましたが、大変よいことであると思っておりますので、議員として、どういうふうにしていったらいいのかという考えがございましたら、また組合の幹部の皆様方も話し合いをされ、茶業はこうあるべきであるという案がございましたら、ぜひ御指導いただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

今井保都君。

○5番（今井保都君）

議会のほうも、産業建設委員会で来月の1日にいろいろな方策を検討するように委員の皆さん方に案内をしているところがございますので、それはそれとして、議会として、またいろんな形で、村長の行政側のほうにも要望書なり、陳情書が出ることで私は思っておりますので、その辺の中で、いい方策をまた見出していただきたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（安倍 徹君）

ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩をとりまして、10時55分より再開をいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問から入ります。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

今回は、空き家対策について質問したいと思います。

今回の「空き家」という言葉は、住宅に限らず、工場、倉庫等を含む広い意味で使わせていただきます。

空き家は、まず大きく分けて個人所有のものと公共所有のものに分かれます。公共所有のものについては、再利用可能であっても、不可能であっても、村が直接手を下してその処理に当たっています。

一方、個人所有の場合においては、再利用可能なものについては、空き家対策であったり、商業施設支援であったり、村が一定のかかわりを持つ施策がとられています。

最後に残った個人所有ですが、再利用が不可能であるもの、もしくは再利用の予定が全くないものについては、個人の責任に任されているのが現状です。そのことが村にもたらす悪影響について考えてみました。

まず一つには、廃墟と化した空き家が村の景観を損ねているという問題です。美しい村を目指す村の方針に対しても明らかにマイナスになっていると言うしかありません。

もう一つの問題として、安全や防犯の観点からも住民に不安を与えているという点が上げられます。

そこで、今まで手がつけられていなかった個人所有の空き家を村の援助で取り壊して、整理できないかという提案をさせていただきます。

土地が更地になることによって、先ほど述べた悪影響が改善されることはもちろんですが、土地としての再利用を促したり、売買や貸借も行いやすくなるのではないかと思います。結果として、

村や村民の生活の活性化につながっていくのではないかと期待できます。

以上の点から、この提案に対する御意見を伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の御質問にお答えを申し上げます。

空き家対策についての御質問ですが、議員御指摘のように数多くの空き家が村内にございます。今までも防犯、防災の面から問題視をしておりました。景観においても問題になる空き家がふえてまいりました。新聞によりますと、壊れた空き家が通学路を変えたと、こういう報道がございました。

東白川村でも空き家の数を調べたことがありますが、ことしから地域おこし協力隊にもお願いし、詳しい空き家の調査に着手をいたしました。

議員御提案は非常によい提案であると思います。取り壊しを援助するとか、借家として利用するとか、自治体の出番が来たかなという感じを受けております。特に個人の所有のものにはなかなか公共として手をつけにくいわけでございます。本人の御理解をいただいて、どうするかということをやらなくてはなりませんので、まず所有者、そしてまた村内に管理者がお見えになるかどうか、そういう調査から始めてまいらなくてはならない。こういうことに着手をしておりますので、また今後、提案に対しての御指導をいただきたいと思います。

東白川村の空き家の現状と、取り壊しに予算をつけているような自治体がほかにもございますので、係のほうから、調べて報告をいたします。

○議長（安倍 徹君）

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、まず空き家のほうでございますけど、過去に調査して、前に樋口議員も質問がございましたけれども、143戸ほど、過去の調査ではございました。その中には本当に危険な建物もありますし、また再利用が可能なところもあるかと思えます。

今現在、空き家バンクの創設に向けまして、村内への広報、それからホームページ、村人会のほうへ広報を送りますけれども、それと一緒に挟んで送って、いろんな情報を今いただくような段階になっております。

あと、取り壊しに予算をつけている自治体ということで、県内はどうもないようですけども、全国的にはございまして、近いところでは長野県が結構多くあります。長野県の大鹿村のほうでは対象経費の8分の1以内で上限50万円、それから小川村のほうでは、対象経費10分の2以内で上限20万円というふうなところがございます。それから、多いほうでは、美しい村にも加盟してみえます福島県の三島町というところでは、対象経費3分の2以内で上限100万円というような状態もございます。

また、岐阜県のほうでも、先般の県議会で県の部長さんが答えてみえましたが、大変空き家で危険なところがあって、どうも崩壊したというようなところがあったらしいです。市町村と連絡会議をつくって、空き家の状況を把握するネットワークを構築して、危険な空き家への対応マニュアルの策定などを行いたいというようなこともちょっと新聞報道で出ていましたので、今後、県の情報も入れながら対処していくというふうな状況になるかと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま前向きな答弁と現状の説明をしていただき、ありがとうございました。

特に近隣、もしくは全国的な市町村における実態ですが、実は僕も今までさんざんこの手の質問をした場合に、一番大切なことは、実は金額とか、どれだけの施策がもらえるのではなくて、よく村長がおっしゃっておられるせりふの中に、一つをやったら切りがないと。だから、1カ所、もし支援を始めてしまうと全てのものについて均等に支援する必要があるのではないかというところが一番踏み出すときの勇気につながってくると思います。

そこで、ちょっと参考までに、隣の長野県の白馬村において、一つの廃屋対策事業補助金交付という制度がありまして、その中に、ちょっと参考にする一例ですけれども、例えばまず最初に取り壊すときも、やみくもに取り壊すのではなくて、主要道路に敷地が接しているもの、もしくは観光施設から視界に入ってしまうもの、まずこれが最初の条件の中にあったり、もしくは近隣の家屋に被害が及ぶもの、まずこれが最初の前提として選んでいこうという姿勢があります。

それから、ただ単に選んで解体して、その人の個人的な利益につながってはいけないということで、建てかえのための解体は認めない。実際には壊した後、3年以内に建てかえることは認めませんよと。そんなような要綱として定められております。

それからもう一つ、審査委員会というものを設けて、必ず民間のほうで手がけるということと、それから主体となるのは個人ではなくて行政。ここですと、例えば越原区がやるとか、陰地地区がやるとか、取り壊す主体はあくまでも自治体レベルを主体に持って行って、初めて申請を認めるとか、そんなようなことが白馬村においてはなされております。

これはただ一例として挙げただけで、僕の言いたいのは、この手の施策、特に個人の財産との兼ね合いをやりますと、不公平にならないようにするにはどうしたらよいかということ、逆に言うと、行政側がそこを一生懸命考えていただいて、この方法なら不公平にならないんじゃないかという案ができ上がりますと、一気に前に向かって進んでいくことができるようになると思いますので、まず1点は、その点に留意していただきたいということをやっと御質問の形で投げかけていくことと、もう1個、行政が携わる方法の中に、総務省が分析した結果の3つの方法がありまして、1個は公共事業型と申しまして、施策的にこういうことをしたいんだということで配慮していく方法。もう1個は、補助金型といいまして、相手が壊すんだというものに対して補助金を出す形で援助し

ていくという形。もう1個は、強制撤去のような形。公権力型といいまして、実は一番難しいのがこの公権力型と呼ばれているもので、これに関しては国のほうでもまだ決定打がない状態です。なかなか国の権力で排除して、どうこうしていくということは結果が出ていませんが、実はここ数年の間に、これが問題になっておりまして、恐らく国のほうでも公権力型をどうやって行使していくかということこれから研究がなされていくような風潮になっていますので、できてから、施策をするのではなくて、それを一歩進める形で各市町村ごとで対応しているというのが今現状です。ぜひ東白川村でも積極的な、国を先取りしたような形でやっていただけるとありがたいかと思っておりますので、この点に関して、お考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員おっしゃいますように、いろんな方法があろうかと思えます。そういう対策を立てる前に、まず調査ということで始めておるわけですが、総務課長が申しあげましたように、方々でそういう補助金の額とか、基準とか、そういうものが今持ち上がっております。県議会でも問題になったということはそういうことであろうと思えます。これは全国的に廃屋について、程度のいいものはそんなにみっとも悪くありませんし、東白川村でも別荘みたいに、外へ出ておる方が夏は来るから貸せれんよというところもあるわけですので、そういうことを一戸一戸について調べながら、取り壊したいけれども困っておるといような人があったらどうするか。そういうことを皆さんと相談しながら決めて、村も支援をして、壊せるものは壊していただくと。また、壊す人もないということがあれば、今、議員がおっしゃいましたように、例えば協定集落で、みんなで手間を出し合って壊しましょうかなどという方法を取りながら、美しい村を維持していくということと、危険ということが第一にございます。考えてみますと、私の通勤路でも危険な、道路際に今にも瓦が落ちてくるんじゃないかなという家もございます。ですが、じゃあ壊すかといっても、やはり持ち主と相談をいたさなければならぬのが実態でございますので、今後、研究を重ねて、皆さんにもまた相談をいたしますので、よろしく御指導いただきたいと思えます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今は積極的なかわり合いについてですが、実は空き家がどうして放置されやすいかという状況調査の中に、一つには、空き家が建っていることに対して、持ち主が特に大きな負担が少ないという点が上げられるというのがよく出ていましたので、ちょっと1点だけ、今、どうなっているかということを質問したいので、もし今、答えがいただければいいんですが、住宅用地に対して、住宅用地じゃないところに比べると固定資産税の軽減措置がなされているかどうかということが、今、村においてはどういうふうになっているかということをお答え願いたいと思えます。

なぜかといいますと、実は住宅が空き家だろうが、廃屋だろうが、建っていることによって、その土地に対しての固定資産価値を下げておられる自治体が結構多くて、そのためになかなか廃屋処理を積極的に行っていただけないという自治体が多い中で、うちの村ではどうなっているかということと、これ最後の質問になりますので、もしそうだとした場合に、特例措置、壊したいところに対して、その措置を軽減するのをやめることによって処理を促すというような方策もとられていこうという自治体もありますし、そうしたらどうかという提言もあります。

実はこの提言の中にこういうものもあります。その逆に、そういう建物が建っている土地に対しては負担をふやしたらどうかという、結構そういう横暴な提言もありますが、僕個人の意見としましても、さすがにそこまでいきますと、皆さんが困ってみえる現状の中で負担をふやすというのはさすがに行き過ぎだと思いますが、もし軽減措置がなされているがために、なかなか家が取り壊されないという問題があったら改善していただきたいので、今現状がどうなっているかの返答をいただければ結構ですので、お願いします。

○議長（安倍 徹君）

安江清高村民課長。

○村民課長（安江清高君）

固定資産税の御質問でございますけれども、それは地方税法で決まっております、住宅用地については200平方メートルまでは課税標準を6分の1にします。200平方メートルを超えた分については4分の1ということになります。住宅を取り壊して更地になると、その軽減がなくなるというものでございまして、これは法律で決まっておりますので、日本中どこでも同じふうに行っているというふうに理解しております。

○議長（安倍 徹君）

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、進む過疎と存続の危機についてという深刻なテーマについて質問をいたします。

最初に、この質問をします真意について述べさせていただきます。

1つ目に、スピーディーさが必要ではないか。このテーマ、進む過疎と存続の危機に対して、スピーディーな対策が必要ではないかということ。2つ目に、核心に迫る施策が戦略的、計画的に行われているか。3つ目に、住民の自主性ある取り組みが有効性に変えられているか、この3点を観点に質問をさせていただきます。

人口減少に対する地域の抱える課題がより深刻であることは近年の一般質問で取り上げられる機会もふえ、また地域集落や暮らしの中でも実感することも多くなってきたことから、個人差はあるものの危機的な状況であることは、村政のみならず、住民の皆様もそれぞれの立場で実感していることと思います。

進む過疎や集落の存続、地場産業の存続、農地の維持、自治会、子ども会やお祭りなど、多くの地域活動の場で、5年後、10年後の状況を想像した話なども耳にするようになってまいりました。地域の将来を考えるに当たっての危機感を持つことはさらに必要ですが、危機感の共有がなされ始めたことは、その課題に向き合う第一歩かと思います。

しかしながら、今までに経過してきた状況に危機感を感じ始めてはいるものの、この課題に対して、これからどう取り組むかということに対してははまだ見えてこないところがあります。過疎化や人口が流出する課題については、国や県、市町村も含め、半世紀にわたり施策的に継続されてきましたが、効果が上がらず、過疎化が進んでいるのが現状です。

今までは、問題意識は持ちながらも、何をやったらよいかわからない。もしくはこの田舎で何をやってもだめなんだ。自然現象だから仕方ない。全国的なことだからといったような諦めにも似た傾向もあつたように見られます。

10年後というのは、まだまだ先のことと考えがちですが、この深刻なテーマに対してはあつという間に過ぎていくことでしょう。何もできずに迎えることもあるかもしれません。

各集落の10年後、地場産業の10年後、農地の10年後、自治会、子ども会やお祭りなどの10年後を考えると、今しっかりと危機感を持ち、これからの10年に何をすべきかを描く必要があります。

そのような中での全国的な動きとして、地域の衰退が深刻化する中で、住民、自治会、NPOや企業、行政などの地域のさまざまな構成要素が協働し、自主的な取り組みと自立ある地域活性化に取り組む動きとして、地域主体による持続可能な地域づくりが展開しているように思います。

この地域主体による持続可能な地域づくりこそが、進む過疎と地域存続の危機に対して、これから地域全体で取り組むべきことを見出し、示していくことだと思います。

そこで、進む過疎、集落の存続、地場産業の存続、農地の維持、自治会、子ども会やお祭りなど、これらの危機に対して、村長のお考え、また各課で現在想定している課題、これからの取り組み、またはこれから取り組む必要性を感じていることに対して、お聞きをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えを申し上げます。

議員御質問の過疎の問題は、身近な問題であると同時に、日本が抱える大きな問題でございます。先日、本村で開催した知事と語る会でも、岐阜県は、山の緑と清流で岐阜県を活性化する、こう言われましたが、このことは東白川も同様でございます。先ほども申し上げましたが、資源の乏しい日本国にあって、豊富な資源は木と水で、これを大切に国づくりをしてほしい、そう思っております。

去る14日の岐阜新聞に、2011年10月から12年9月までの1年間の人口減が載っておりました。県の人口は206万4,940人であり、この1年間に8,393人減少いたしました。

東白川村は自然減34人、社会減1名で、35名の減少でございました。増加自治体は7市町であり、

35市町村は減少をいたしました。確実に過疎は進んでおります。

そこで、東白川村の将来について、過疎にどう対処していくか。過疎の影におびえる。現在はそのようなことでもあり、いずれの政策も過疎ということを考えて、さきの桂川議員の質問でも、過疎のために空き家が出る。その空き家をどうするか。これも過疎対策の一つみたいなものでございますが、過疎ということは近隣自治体、私の村だけで過疎をとめて、人口減が多少下がっても、隣の町や市の人口が減れば、これはまた同じことでございます。地域が一体となってやっていかなくてはならない問題であると考えております。10年後、そのまた10年後に備えながら、大きくは定住自立圏であり、白川連合であり、北部3町村等であると思っております。

村内では、集落再編や営農組合の連合など、人口減に対処していく知恵を結集して、今までもいろんな動きがございます。私たちは人口減にもちろん歯どめをかけるべく努力をしていますが、先ほどのお答えでも申し上げましたが、10年後、恐らく人口がふえているということは誰もが考えられないのではないか。だから、これは仕方ないことです。そういうことではなくて、人口が少なくなったら、ではどうするのか。お祭りはどうするのか、学校はどうするのか。それに対して、例えば学校の部活ができなくなれば、隣の町の学校と一緒にやらないかん。そうすると、道をよくしていただかないと学校のバスが通りにくいというようなことまでさかのぼってくるわけでございます。私たちが今やらなければならないことは、我が村だけでなく、地域のみんなの市町村と一緒に我々の将来を考えていく。こういうことが、今、私が申し上げるだけでなく、町村会やいろんな会合で話題になり、そしてまた美濃加茂市も定住自立圏で皆と一緒にやりましょうという発案のもとに、我々も参加をし、職員も何回も会合を重ねながら頑張っておってくれるわけでございます。

また、村民の皆様方でも、一部の地域では集落の再編と一緒にやろうじゃないかと先進的な方も見えるようでございます。村としてもこういう動きには大いに支援をし、頑張っていたきたいと、こんなふうに思っております。

これからはだんだんこういうことを考えなくてはならない、考えを強くしていかななくてはならない、私はそういうふうに考えております。各課も、これについては非常に課長会議あたりでは問題にできております。それぞれの考えももちろんございましょうが、もし各課で思いがございましたら、お答えを申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、各課ということでしたので、お願いします。

総務課のほうは、実際、親田のほうで危機感を持っていただいて、集落合併を考えておっていただきます。それがもしできなかつたということになっても、そういう話し合う機会を皆さんで考えておっていただくということは大変すばらしいことだと思っております。

あと、防災の関係にしても、高齢化とか若者不足ということで防災対策も非常に心配になってき

ます。高齢者の交通手段も本当に差し迫るものがあると思います。農地、山林にしましても、手入れができないというようなことが起きますと、それが災害へつながってくるというようなことでございます。安全・安心な村ということを考えると、本当に皆さんで将来のことを考えていかななくては大変だなというふうに思っております。

簡単ですが、総務課は終わります。

○議長（安倍 徹君）

安江村民課長。

○村民課長（安江清高君）

村民課につきましては、住民係と税務と環境と3つありまして、それぞれ別のことをやっておりますけれども、特に住民係につきましては、戸籍とか住民基本台帳、国保、介護保険とか、児童手当とかいうようなことにつきましては、日本中どこも同じサービスを提供するというものでございまして、その事務コストですが、人口が少なくなると1人当たりのコストが高くなるということがございます。

岐阜県では行政情報センターというのをつくっております、そこで委託しているソフトについては、ほかのベンダーを使うよりも、ソフトの開発料を県内で案分しますので安く済んでいると思います。

現在、非常に高いのは戸籍のシステムですが、大体5年間で1,500万ぐらいかかりまして、うちでも1,500万円、可児市でも1,500万円と、同じように出しておりますので、戸籍の研究会でちょっと話が出ているのは、簡単に言うと組合のようなものをつくって、可茂地域の戸籍事務組合のようなものをつくってやれば、各市町村が1,500万円ずつ出しているのを一つのシステムで済むというようなことが事務レベルでちょっと言われ始めております。

それから、環境係の水道ですけれども、これも人口が、例えば2,000人ぐらいの前半になると、浄水場一つでも対応できるようになってくるかもしれませんので、そういった研究も必要ではないかと思えます。ライフラインとして不安感が増してくるので、技術的にできるかどうかわかりませんが、人口が減ってきたら、なるべく1人当たりのコストが少なくなるような施策が村民課としては必要ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、過疎の対策としまして、現在、産業建設課で想定しております課題と、それから必要とする取り組みということで、まず農業振興のほうですけれども、やはり最大の課題は担い手の確保・育成という問題でございます。このために、新規就農者支援、それから農地流動化奨励補助金等によって、人と、それから農地の保全というものを図っておりますが、今後また農業生産法人ですとか、農事組合法人、それから新規就農者、認定農業者といった方を経営の中心となる形態として、そういった方に農地を集積したり、人を集積したりして、担い手、後継者を強化していくとい

う取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

次に、林業の関係ですけれども、林業につきましては、今後はいかに売っていくかということが課題になると思っております。販路につきましても、国内はもとより、国外への輸出といったことも研究する必要があるかと思っております。

また、そのほか、これは大きな課題ですけれども、取り組まなければならないものは森林の再生と申しますか、戦後の施策で非常に偏った林層、森林になってきております。こうしたことから、本来あるべき姿の自然体系などを調査して、現在、村有林でサントリーの支援を受けて実験の準備を行っておりますけれども、そういったことで多面的な森林をつくって、長期的な森林経営の安定を図って、森林所得、経営の安定を図っていかなければならないというようなことを考えております。

あと、商工業につきましては、これは村長の話によりますけれども、地元の強みとなる地域資源、こういったものを活用した新商品、新サービス、こういったものを開発して、市場化するための支援、それから地域の小規模企業が自立的、継続的に成長を目指していけるような環境の整備、それから研究開発の支援、また人材育成の支援、こういったことの支援が今後取り組まなければならない課題であるかと思っております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

教育長。

○教育長（安江雅信君）

村存続の危機に関して、想定をしている課題や今後の取り組みということについて、現在の教育委員会のスタンスの説明をさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、先ほど村長さんの答弁の中にも、教育ですとか、学校という文言がございましたので、それと関連をさせて説明させていただくということをお願いをしたいと思います。

最初に、どのように捉えているかということですが、過疎化、それから人口減といった状況を教育委員会も非常に重要で、そして教育分野においても大きな課題であるという認識で捉えております。そうしたこととあわせて、大事なことは、子供たちの教育に関して、人数が今後減少していくので、将来どうなっていくのかという不安ですとか、心配、縮小感、こういったことがあることが一番よくない状況というふうに考えております。

今後発生するであろう子供の人数が減ることによるさまざまな事柄について、今から基本的な方策を明らかにしていくことで、今後の村の教育に対して、こういった見通しですとか、手だてが既に予定されているので安心だと、こういった状況にしていくことが急務であるというふうに思っております。

そういうふうに考えておりますので、次に、そうするための現在の取り組みですけれども、教育委員会では、本年度に少人数時代の教育のあり方、子供たちが少なくなったということに特化した、スポットを当てた東白川村教育ビジョンの策定を予定し、今、そのために教育ビジョン懇話会を開催しているところでございます。これは、子供の人数が減るとこんな課題が予想されるので、その

ときには基本的にこんなふうな対応をしよう。また、逆に、子供の人数が少ないので、このことは本当に小回りがきいて、こんなふうにできるよ。こんなことを話し合っていて、今後の教育の見通しを立てていこうというものです。

現在、全体懇話会を開催しておりますけれども、今後は分野別の懇話会として、学校教育ですとか、社会教育に分かれて、さらに多くの方々に参加をいただいて意見や提言をいただく、こんな予定にしております。

いずれにしても、少人数による子供たちの教育に関する不安や心配や縮小感を、こうしてビジョンや見通しをしっかりと立てることによって、見通しがあるので安心、それから期待感もあって、積極性もある。そういったことに転嫁をして、安定感のある教育を進めていく、こんな必要があるというふうに考えていますし、安定感があって、元気な教育があること自体も、持続可能な村づくりの重要な要素の一つというふうに考えて取り組んでおるところでございます。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

国保診療所では、24年度に地域支え合い体制づくり事業で、要援護者の避難支援計画を策定いたしました。特別に配慮の必要な方が地域の中で安心して暮らすことができ、災害時に支援が受けられるように、その存在と対処法が地域の中に浸透していくように働きかけをする必要性を感じております。

また、保健系のほうで、独居高齢者で介護認定などの接触機会のない方を対象にして、24年度末から見守りの巡回計画を策定して、25年度早々に巡回を開始しております。在宅の保健師や看護師さんの人材を活用しながら、積極的にかかわっておっていただいています。こうした活動の活性化、強化の必要性を感じております。

診療所のほうでは保健福祉部門と医療部門があるわけですが、保健福祉部門のほうで、今年度、福祉系のほうが、社会福祉協議会のほうで地域福祉活動計画を策定するようなふうで準備を進めております。保健系のほうでは、健康増進計画、食育計画の策定を予定しております。今後、住民の皆さんのアンケート調査等を実施して、意見を聴取しながら、反映できるような計画にしていくものでございます。

また、医療部門では、23年度に実施しました事業改革委員会の答申に沿いながら、今後10年間、65歳以上の方が減少しない地域の特性を背景に、医師の2名体制の堅持、それから経営改善、経営方向のあり方等について、専門のコンサルに委託する予定で準備を今進めておるところですが、これらを25、26年に策定される総合計画マスタープランとする将来像と基本目標、主要施策を盛り込みながら、実施計画で具体的に展開する毎年度ごとの施策のほうを検討しながら準備するもので、各担当部門で分野別の計画をうまく総合計画に連動できるようなふうに進めていきたい。

人口減、それから財政的、歳入減の予想される中で、村の情勢や背景に合った、より適時的な住民サービスが充実できるようなふう努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

安江誠会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

私のほうから、過疎の進行によって発生する問題と対策ということで、2点考えてみたいというふうに思いますが、まず地方交付税の減少、それから第5次総合計画の策定についてということでございます。

1点目の地方交付税の減少につきましては、交付税の算定につきましては国勢調査の人口が基礎数値となって算定する項目がたくさんございますので、人口が減少すれば交付税も減額されることが予想されますが、ただ、これ以外に、国の政策によっても交付税額というのは増減しますので、一般会計の歳入全体の約50%が地方交付税でございますので、そういった財政状況によります本村におきましては、国の政策に大きく依存しているということが言えます。

したがって、昔も今も、将来についても不安定な状況の中で財政が運営されておるといことは脱却できないだろうというふうに考えておりますので、できるだけ体力をつけて臨んでいくことが必要かなと思っております。

2点目で、第5次総合計画のほうでございしますが、現在、内部のほうで策定の準備を開始しておるところでございしますが、計画策定全体に大きな影響を及ぼします人口の展望につきましては、過去の計画ではいずれも人口が増加する目標を立てておりましたが、村長の答弁にもございしますように、人口減少が避けられないという見通しを計画に盛り込むようなことで今現在調整をしておるところでございします。ただ、それでマイナス思考といえますか、ネガティブ思考にならないように気をつける必要がございますので、各課題の計画につきましては、人口減少を踏まえた上で、持続可能で、夢や希望の持てる村づくりをまず主要な施策にしたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

村長を初め、教育長、また各課の課長の皆さんにお答えをいただきましたが、一つ一つの項目に対してこちらもお答えしていますと大変時間がかかりますので、今後の取り組みなどに生かさせていただきます。今は現状がそうであるということで、こちらの認識とさせていただきます。

その中で、今、最後に安江誠さんよりお話がありましたが、私も決してこれ悲観的な思いで質問をしているわけではなくて、今後、どの自治体にも言えることなんです、しっかりしたビジョンを持って、施策を打ち立ててやっていけば、人口は減りますが、人口のバランスを整えていくということはできるかと思っております。その努力をまた惜しまないことが自治体にとっては必要だと考えて、今回、質問をさせていただいております。

まず、今お答えいただいた各課の取り組みや項目について、実際のところは既にその課題につい

て、どういう施策があるかということをお答えいただければ、本来、将来に向かっていろいろ安心できる道を見通せていたかなと思います。現在のところはまだそこまで、これからビジョンを考えるというようなところであるかと思いますが、その中でも、教育長が言われた、将来どんな姿になるのか、どんな方向性でやっていく、どんな方策をとっていくということを住民の人が知っていくということは非常に大事かと思っております。全ての課において、そのような取り組みがなされることを望みます。

そこで、考え方のことになるんですが、先ほどの質問の中で言いましたが、過去、四、五十年にわたって日本全国的な課題であったと思います過疎化という問題に、その時代時代に取り組むべき施策であるとか、課題として出されてはおったんですが、実際それが成果というか、効果になっているかと思うと、これはなっていないわけです。

その中で、まず一つは、これから効果にどうやって変えていくか、それが非常に大事というところなんです。最近思うことなんです、村でもいろいろ取り組んでいますが、住民の方の取り組みもあります。

そこで、一つ例にとって、産業振興課の国の施策につきまして、人・農地プランというのが出ておりますが、この考え方ですが、人・農地プランというのは、農業が厳しい現実に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するには、基本となる人と農地の問題を一体化して解決していく必要があると。このために、それぞれの集落、地域において徹底的に話し合いを行い、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図ともなる人・農地プランを作成しましょうというのが人・農地プランの概要なんです、国の考え方というのは、自主性を持った取り組みを育てていかないと、地方、地域が活性化しないんじゃないかという考え方に変わってきているのではないかと思います。

そういう中で、産業振興課でいえば、人・農地プランというのが今できてきて、各自治体がまた考えてくださいよという話になっていると思うんですが、東白川においてはまだこれからということだと思います。

せっかく国も考え方がそういうふうになってきたときに、各自治体においては、これは大変ありがたいことだと思います。その地域が自主性を持って、自分たちの将来をどうしていくかということを考えなさいよ。それに対して国がサポートしますよ。サポートの仕方はいろいろあるんですが、国もそういう基本的な考え方になってきております。

また、最近出る助成金のあり方ですね。産業振興系の助成金のあり方って幾つかあったんですが、助成金の内容も、地域の住民の人が自主的に何か行おうとか、そういうことに対して、育てなさいよというような助成金がふえてきているのではないかと思います、そういう助成金をうまく使っているかというとまた別なところですが、例えて言いますと、過疎集落等自立再生緊急対策事業というのが補正で出されたと思います。また、地域経済循環創造事業というのも出されたと思うんですが、この2つなんかは、地域の自主性を持って生まれてきたことをこれから育てて、地域の活性化につなげなさいよというような助成金だったと思います。

こういう人・農地プランであるとか、今のような国からの対策事業などは、質問の中にもありました地域主体による持続可能な地域づくりをしていきなさいよというようなメッセージも含まれておると思います。

そういうプランも来ているのに、まだ東白川村として動いていないということに対して質問させていただきます。これ一つ目、再質問させていただきます。

もう一つは、先ほども言いました過疎集落等自立再生緊急対策事業というのは、10分の10の事業やったと思います。この10分の10で来ている意味というのは、日ごろの行政活動、政治活動の中においてなかなか育ってこないものを、この事業を機会に育てなさいよというような方向性だと私は思うんですが、本村では、たくさんの要望が出てきた中で全て一律で3分の1でしたかね、ちょっとこの辺をお答えいただきたいと思うんですが、負担を課して、要望に応えるというような動きになったと思いますが、この辺について、ちょっとお答えをいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

国の政策のほうの過疎集落等自立促進対策事業の件でございますが、国のほうは10分の10で、3月に経済対策の一つとして通達がございまして、これにつきましては対応しまして、通達から計画の提出までの期間が非常に短いということで、その中で一応何千万かの計画を立てまして、要望したところですが、全国の過疎市町村が一斉に応募しまして、その中で選定されたということで、一応うちのほうにつきましては採択であったということでございます。

そのときの反省で、通達から事業計画の提出までの期間が非常に短かったということで対応が苦しかったということもございまして、今年度以降につきましては、対象になりそうな事業をあらかじめストックをするような体制にしておりますので、そして、通達が来たら、すぐ出せるというようなことを計画しております。

ただ、そのストックにつきましては、各課のほうにお願いしていますが、計画的には出ておりませんけれども、そんなような体制をつくっておりますので、お願いしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

人・農地プランについてはまたお答えいただきたいと思います。

今、答えていただきましたストックしていくものというのが、先ほど私が言いました施策だと思います。過疎化に対する。そのストックなんですけど、今、取り組み始められたこともありますし、これから取り組んでいくこともたくさん必要だと思います。先ほどの答弁をいただいた内容からすると、これから対策することがほとんどですので、その施策のストックをつくるに当たって、地域

主体によるそういう自主的な取り組みというのは非常に注目をされているし、これは村自体で考えていくにしても、そういう地域住民の人の自主的な考え方とか取り組み、これからどんな産業を起こしていったらいいだろうとか、どんな生活の仕方に変えていったら、先ほども言われています10年後の過疎に準備できるかとか、そういうことを行政だけで考えるのではなく、地域住民の人もそれぞれ個人的にも、家庭的にも、地域的にも考えていくものだと思います。

先ほど親田集落の合併の話が総務課長のほうからちよっとしていただきましたが、私も地元ですので、少しだけ説明させていただきますが、今は勉強会という形で進められておりますが、2度ほど会合を開かれて、皆さんのお話を聞かせていただきますと、本当にこれから5年後、10年後というような近場の将来をどうやってこの地域としてやっていくかということで真剣に会議をされております。

そのことに対しては総務課長も来ていただきまして、大変御協力をいただいておりますが、そういう住民主体で始まった全てのことに、住民が課題と向き合う場面に行政が立ち会っているかどうかということが非常に重要になってくるかと思えます。

今言いましたように立ち会っているものもあるし、なかなか立ち会い切れないものもあると思いますが、小さな自治体ですので、少し把握しよう、理解しようというような体制をとっていただくと、なぜこういう動きが今村の中にあるんだ、なぜ住民の人はこういうことを必要として声を上げているのかということが見えてくると思います。それを追求していくと、行政と住民の方と理解をし合って、一緒に成長させると、将来の10年後の過疎が進む東白川村の対策になるようなことがたくさんあると思っておりますし、自分も現場でいろんな話を聞かせていただきますと、そういう必要を感じております。

その中で、今、必要なことということで最初に質問の冒頭で言わせていただきましたけど、スピーディーさ、地域の住民の皆さんの取り組みを有効性に変えられているかということがそういうことですが、それをもって確信ある施策がつくられているかということをおもいます。

村が取り組むべきこれからの必要性は、まずその住民の人の取り組みをただただ何かやっておるな、何か出てきたな、ちょっとしばらく待っておってみようかではなくて、一緒に入って行って、理解をする。先ほどの人・農地プランなんかでも、行政主導で行うのは、施策自体を主導で行うこともありますが、行うのではなく、まずそういうプランニングであるとか、将来性を地域で考えてくださいよという指導を主導で行うというのが始まりだと思います。

そういった意味で、これからの1年というのは非常に貴重な時間になってくると思います。1年のおくれが10年のおくれというようにもなりかねないと思いますので、今後、そういう一つ一つの課題に対して、村の中で、行政が住民の活動、また住民の方も当然行政の活動を理解する必要がありますが、そういう体制をいち早くとって、5次総を考えると、そういう体制に持っていけないと、確信のついた施策が考えられないということを非常に心配しますので、そういう体制を築いていただきたいなと思っております。

その辺を、これは平成25年度に、私たちもそうですし、職員の皆さんの意識もそうですが、住民

の人ともっと深く向き合うというような体制をとっていただくようお願いしたいと思います。

これは変革というふうに言ってもいいのではないかと。こういう過疎の問題を解決していくには、変革をしなければ対応できない。スピード的に追いついていかない。そういう意識改革も含めて取り組んでいただくことをお願いして、またやっていただけることをお願いしまして、質問にかえさせていただきます。最後、お答えをいただければと思います。

○議長（安倍 徹君）

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

人・農地プランの話でございますけれども、この制度は去年、国の施策として策定されたものでございまして、趣旨としましては、若い就農者をつくるというのが根底にあります。それで、農業自体はもうからなければ、やはり業として成り立たないということで、そのためには農地を集積する。平たん部で20から30町歩、それから山間地でも10から20ヘクタール、こういった土地を集積して、土地利用型になりますけれども、それで効率を上げて農業を発展させるということで、こうした規模拡大を行った農家が大勢を占めるという制度でございます。

これは文字どおり、今言われましたように地域住民が徹底的に話し合って、今後、地域の農地や人、生産者をどうしていくかということを徹底的に話し合ってください、5年間のプランを立て、それに対して、農地を集積する。それから新規に就農される若い方については青年給付金を総額で1,000万円ぐらいの無償貸与するといったような、かなり大胆な施策になっております。

これは、今の産業建設課の課題と通ずるところが非常に大きいところでございます。ことしじゅうに村も人・農地プランの計画を立てたいというふうに、今、農協と、それから行政、関係機関、法人、農業生産法人等と協議をしながら準備をしておるような状況です。

しかし、こういったところで、規模的な面ではいろいろと問題もあります。そういったことの課題も残っておりますが、何とか将来に向けて、農業が残っていけるような計画にしたいということで、今後、ことしじゅうに集落の話し合いを行いながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

人・農地プランについてはお聞きのとおりでございまして、先日、農水省がお見えになりましたので、我々の地域はこういう見たとおりの中山間地であって、何十ヘクタールというのが、例えば1ヘクタール足らなくても認めてくださいよ。45歳と言われるよりも、せめて50歳まで認めてくださいよというお願いは申し上げましたが、我々の地域でそのような条件に、やはり補助金ということになりますと条件を合わさなくてはなりませんので、難しい問題はあると思いますが、とにかく一度それをやってみるという気持ちでおるところでございます。

それから、地域の住民の方々が発議されたことに参加をしてくれというお願いでございましたが、

議員のように、地元の方々の意見をぜひ我々のほうへお伝えいただき、出ていって、皆さんとともに話し合い、そしてまた御意見をお聞きするのはやぶさかではございませんが、ぜひとも情報を、議員の皆様方は特に住民に近い方でございます。情報を入れていただきますように私のほうからもお願いを申し上げますし、議員の御意見には賛成でございますので、今後ともそのような方向で進めてまいりたい、こんなふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

以上で一般質問を終わります。

午後からの会議は1時から行います。それでは、暫時休息といたします。

なお、CATVはこれをもって退室いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求め。平成25年6月25日提出、東白川村長。

1. 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。

次のページをめくっていただきたいと思います。

専第8号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,437万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年5月1日、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明と、5ページの事項別明細書の1の総括の説明を省

略させていただきます、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

13款1項1目繰越金、補正額111万8,000円、前年度繰越金です。

次に8ページの3. 歳出。

6款1項3目農業振興費、補正額111万8,000円。茶業振興対策事業で111万8,000円です。4月の凍霜害による茶・樹の対策費用でございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第8、議案第45号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第45号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について。地方自治法第290条の規定により、中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を別紙のとおり改正する。平成25年6月25日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

組合の議会の組織、第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13人とし、関係市町村各1人とする。

組合議員の選任、第6条 組合議員は、関係市町村の議会の議長をもって充てる。

組合議員の任期、第7条 組合議員の任期は、当該議長の職にある期間とする。

附則、施行期日、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

これは、中濃地域農業共済事務組合の議会の組織に関する規約の一部改正でございます。

内容としましては、組合の議会の議員の定数を「25人」から「13人」に改正するものでございます。改正前の25人という定数は、市町村合併前の中濃地域の25市町村の議会から各議長をもって構成されておりましたが、合併後も旧市町村の議員数を残して規約を運用しておりました。そのため、合併を実施した自治体の関市は6名、郡上市が7名、可児市が2名、その他の合併のなかった自治体は1名のままということで、偏った定数の構成となっておりました。そこで、今回、現在の管内13自治体の議会の議長で構成する原則に従い、定数を13人とする規約改正について、関係自治体の議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号から議案第49号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第9、議案第46号 東白川村子ども・子育て会議条例についてから日程第12、議案第49号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの4件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

安江教育課長。

○教育課長（安江良浩君）

議案第46号 東白川村子ども・子育て会議条例について。東白川村子ども・子育て会議条例を別紙のとおり提出する。平成25年6月25日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村子ども・子育て会議条例。

趣旨、第1条 この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、東白川村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

次からの条文の読み上げにつきましては省略させていただきまして、概要を説明させていただきたいと思います。

昨年、国会で制定されました子ども・子育て支援法第77条に、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会、その他の合議制の機関を置くように努めるものとする定められております。

次に、掲げる事務というのは、第2条にありますように、来る平成27年度から始まる新しい子ども・子育て支援策に伴い、東白川村の子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援の具体的な支援策、それから認定こども園などの特定教育や保育施設に関することなど、村長の諮問に応じ、調査・審議をします。

また、3条にあります組織としましては、委員を15名以内とし、委員には、子供の保護者、事業主の代表、また子ども・子育て支援に従事する者や学校・教育関係者等で構成され、任期は3年とします。

また、4条のところで、協議会には会長及び副会長を置くこととします。

また、6条のところで、庶務につきましては教育委員会で行うものとします。

この条例に定めるもののほか、村長が別に定めるように第7条でなっております。

続きまして、附則の項を読ませていただきます。

附則、施行期日、1. この条例は平成25年7月1日から施行する。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、2. 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1. 広報誌編集委員の項の次に次のように加える。「48 子ども・子育て会議委員、日額2,000円」。

会議につきましては、今年度2回ほど開催する予定にしておりますが、1回の会議につき約2時間ほどの会議を予定しております。これの出席に関しましては、1回日額として2,000円の支給を予定させていただきます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、次のページの議案第47号をよろしく申し上げます。

平成25年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,062万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,499万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成25年6月25日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正。自然災害防止債が680万から、変更後が1,530万ということで、850万円の増額でございます。

その下の過疎対策事業では、1億440万が1億820万、380万円の増加でございます。

上の自然災害のほうにつきましては、上小川の急傾斜対策でございます。

下の過疎の対策につきましては、増額のほうは、福祉医療の乳児医療費とか胃カメラの導入事業でございます。減額のほうは、日本で最も美しい村事業などがございます。合わせて380万円の増額でございます。

この中の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございませんので、省略をさせていただきます。

次に、7ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、9ページの2の歳入からお願いいたします。

13款2項6目農林水産業費国庫補助金、補正額が83万円の減額です。一つは、農業体質強化基盤促進費補助金150万円の減額でございます。これは、陰地の下林付近の排水路の工事の部分でございます。当初は国庫で予定をしておりましたけれども、県単事業のほうへ移っております。その下が林道点検診断・保全整備事業国庫補助金、これは新規の部分でございます。

次の8目土木費国庫補助金639万円の減額でございます。一つが、木造住宅耐震補強の国庫補助金、当初予算では県費で国庫も含んで見ておりましたけれども、今回、国庫と県費と分かれることになりましたので、国庫分をここで見ております。その下の社会資本整備総合交付金1,309万円の減、内示による減でございます。その下の防災安全交付金、新規でございます。560万円の補正でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額54万1,000円。地域子育て創生事業の補助金でございます。先ほどの上程にありました子育て会議に係るもので、新規でございます。

4目の衛生費県補助金34万4,000円の減でございます。風疹ワクチンの補助金7万5,000円、新規でございます。それから、当初予算にごさいました妊婦検診公費負担拡充交付金41万9,000円は減

額でございます。

6目農林水産業費県補助金496万2,000円。元気な産地改革支援補助金396万3,000円、新規でございます。トマトハウスの整備に係る補助でございます。県単農業施設の補助金159万9,000円、一番上にあります国庫の陰地の下林付近の排水路がこれの県単事業にかわるというものでございます。清流の国ぎふ森林・環境基金の補助金60万円の減でございます。

それから、8目土木費県補助金1,714万円の補正でございます。木造住宅耐震補強の県補助金60万円と県単急傾斜地の補助金1,708万円の増でございます。内示による上小木の事業でございます。

次の10ページ、16款1項2目指定寄附金、補正額48万1,000円。ふるさと思いやり指定寄附金に3名の方から、その下が社会福祉施設整備の指定寄附金に2名の方から、それから環境整備に1名の方から、それぞれ御寄附をいただいております。

18款1項1目繰越金、補正額3,515万5,000円、前年度繰越金でございます。

19款4項4目の雑入、補正額761万円。とうしんの振興基金のほうでつちのこフェスタ5万円、お松さま祭り5万円、両方とも新規でございます。それから、コミュニティ助成で140万円、これも新規で、展示用パネルを整備するものでございます。

次に、次の11ページで、長寿社会づくりソフト事業の交付金、夢さくらの部分でございます、90万円。それから、元気な産地改革支援事業負担金300万円、これはトマトハウスの整備につきまして、白川町からいただくものでございます。次に、コミュニティ助成、災害対策備品ということで200万円。それから、看護大学生の実習生の受け入れ21万円。3グループに分けて、15人ほど村のほうへ受け入れるというものでございます。

20款1項2目総務債、補正額150万円の減額でございます。日本で最も美しい村事業の減額でございます。

3目の民生債280万円の増額。高齢者等外出支援事業で10万円、福祉医療乳幼児等医療費で270万円の増でございます。

それから4の衛生債190万円の増でございます。簡水の事業50万円、胃カメラ導入事業140万円の増でございます。

6目の農林水産業債10万円の補正、グリーン・ツーリズムでございます。

8の土木債850万円の追加、自然災害防止事業でございます。

10目の教育債が50万円、高校生の通学支援事業でございます。

起債のほうにつきましては県と協議をしておるところで、予算額と申請額を合わせてくださいということで、今回修正をしております。

次に、12ページの3.歳出。

2款1項1目一般管理費でございます。補正額が375万1,000円の減額。総務一般管理費で375万1,000円の減額。これから職員の人件費が出てきますけれども、4月の当初予算から人の異動とか、扶養が変わったとか、そういうことがありまして随所に出てきますけれども、よろしく願います。ここは1名の新規の職員の部分を見ていましたので、その分、給料、職員手当、共済費405万

1,000円ほど減でございます。一番下のところに、積立金でふるさと思いやり基金積立金が30万円ございますが、3名の方から30万円いただいたものを積み立てるものでございます。

5目の財産管理費120万9,000円。行政情報化推進費で32万2,000円でございます。住基ネットの役場2階のサーバー室のほうへの移設にかかわりますそれぞれの工事費でございます。総合行政システムの運営費88万7,000円の追加でございます。これは、福祉医療関連システム、それから国民健康保険税のシステムの改修の費用でございます。

6目の企画費141万8,000円の補正でございます。次のページへ行っていただきまして、企画費一般で141万8,000円。歳入のほうでコミュニティ助成金がありましたけれども、内示がございまして、展示用のパネル、それからポール、パネルの運搬車などをここで購入する補正でございます。それから、日本で最も美しい村事業は財源補正でございます。

2項1目税務総務費、補正額は9,000円。税務総務費で職員の人件費の部分でございます。

2目賦課徴収費、補正額ゼロ。徴収嘱託員設置事業のところ、徴収嘱託員の賃金への予算の組み替えでございます。

次のページの3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額2万3,000円でございます。ここに付きましても人件費の補正でございます。

4項1目選挙管理委員会費、補正額1万円。選挙管理委員会費の書籍の購入ということで、公職選挙法の法令集の購入の補正でございます。

2目参議院議員選挙費3万2,000円の補正でございます。ポスター掲示場につきまして、当初見積もりで上がってきまして、3万2,000円の追加補正をさせてもらうものでございます。

次の15ページの3款1項1目住民福祉費、補正額326万8,000円。住民福祉費一般で、職員の人件費の部分でございます。ここに付きましては1名分でございますが、美濃加茂の介護認定審査会へ出向しておる職員をここで見ております。

2の福祉医療費29万3,000円の減額。福祉医療費で総務費の総合行政システムのほうへの予算の移しかえでございます。

3目保健福祉費18万円。保健福祉費一般で18万円でございます。ここに付きましても、指定寄附金2名の方からございました。それを基金へ積み立てるものでございます。

4目の老人福祉費、補正額ゼロ。高齢者外出支援事業の財源補正でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額111万8,000円。子育て支援事業の部分でございます。条例にございましたように、報酬と役務費、それから支援事業の調査委託費でございます。

2項2目認可保育所費41万4,000円。みつば保育園の運営費でございます。まず職員の人件費につきましては、給料、職員手当、共済費で37万6,000円と、備品の購入のところ、プールの購入、それから平均台の購入で減額させていただきまして、新規にガスフライヤーとか、未満児室のテーブルセットの備品購入を補正させていただいております。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額129万1,000円。保健衛生総務費一般でございます。ここに付きましては、職員の給料、それから職員手当、共済費13万9,000円ほどの減額。それから、需用

費につきましては、看護実習生の賄い費でございます。繰出金につきましては、診療所への繰出金の部分でございます。

2目予防費、補正額が42万9,000円。予防接種事業で30万8,000円、風疹ワクチン接種に係ります費用の補正でございます。健康増進事業（がん検診）12万1,000円。これは、前年度の精算の返還金でございます。

3目母子健康センター費1万9,000円。母子健康センター費一般で人件費の補正でございます。妊婦・乳幼児健診につきましては、財源補正でございます。

5項環境対策費36万1,000円の減額。環境総務費では、職員の人件費の減と、繰出金につきましては、簡易水道の特別会計への施設整備の繰出金でございます。自然保護事業につきましては2,000円で、寄附金をいただきましたもので消耗品を購入するというものでございます。

6目廃棄物対策費5万3,000円の補正。一般廃棄物対策事業で5万3,000円。日向の旧のお茶工場の倉庫でございますが、その外構の雨水のますのふたとか、砕石敷などの修繕工事でございます。

19ページへ行っていただきまして、6款1項1目農業委員会費、補正額312万3,000円の減。農業委員会活動費で職員の異動によるものでございます。

2目の農業総務費9,000円の追加。ここも職員の補正でございます。

3目の農業振興費1,220万5,000円。元気な農業産地構造改革支援事業1,146万5,000円でございます。トマトハウスの整備ということで、白川町で2反歩で約8棟、東白川村で3反歩で12棟、計5反歩で20棟を整備されるということで、それに係る補助金でございます。新規就農支援事業74万円の補正。新規就農の、まず家賃補助のほうは14万ですが、あすなる塾生の方が後山住宅から大明神の住宅のほうに転居されるということで、その分の補正。それから、次のページの新規就農者定住促進奨励補助金60万がございまして、これは白川町から黒淵に転入された方の認定農業者の補助金でございます。

4目の農業構造改善事業費35万円。気象情報高度利用事業35万円でございます。加子母地内の雨量データを参照しまして、村の気象情報システムに組み入れて、予測等を行うものでございます。

5目の山村振興事業費155万9,000円の追加。山村振興費で155万9,000円でございます。一つは、修繕費が不足してきましたので、その分が10万円。それから、魚の宿のトイレ修繕など修繕工事が15万2,000円。それから、補助金のところでは、味の館の施設整備のボイラー整備に係る部分で、130万7,000円でございます。グリーン・ツーリズム事業につきましては、財源補正でございます。

7目農地費、補正額が99万9,000円。農地総務費で国庫で行う予定でした下の欄が300万円の減でございますが、その分を上の方の単のほうへ移しかえるもので、99万9,000円だけ増額になっております。

2項2目林業振興費、補正額50万1,000円の減額。一般林業振興費でございます。次のページの森林の保育事業補助金が121万3,000円の減額、それから尾根筋の伐採事業補助金が131万3,000円の追加でございます。清流の国ぎふ森林・環境税事業60万1,000円の減額。報償費、それから需用費、それから委託料の中の不要枝の伐採、その下の車両の借り上げ、薬の注入、ここにつきましては、

弁天桜の桜の治癒事業でございます。それから、委託料のところの生活環境の里山につきましては、60万円の減でございます。事業不採択による減でございます。

3目の林道総務費86万3,000円。林道総務費でございます、86万3,000円。人件費の補正ということで、人の異動でございます。次のページの林道点検診断・保全整備事業につきましては、林道の橋の点検でございます。

7款1項1目商業振興費、補正額294万9,000円。商工振興費で人件費の人の異動でございます。

2目の地域づくり推進費242万5,000円。イベント支援事業10万円でございます。とうしんの助成によるつちのこフェスタとお松さま祭りのほうへそれぞれ50万円ずつ追加でございます。地域産業活性化事業130万1,000円で、ふるさとセンター入り口付近の修繕と施設内の展示用の建物の一部改修でございます。それから、イメージアップ事業が102万4,000円。次のページの委託料で、商標の出願事務の委託料、当初予算でもございましたが、不足分がちょっと出ましたので、その分3万9,000円を補正するものでございます。それから補助金のほうは98万5,000円で、ゆるキャラグッズの制作の補助金でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額290万5,000円。土木総務費一般で211万2,000円。負担金では、河川協会の負担金が不足しますので、その分と、補助金では、生活道の整備補助金49万5,000円、3件ほど要望が来ております。それから、木造住宅耐震補強工事146万円で、ここは2件ほど要望が来ております。公共施設の自主修繕事業は79万3,000円で、4つの自治会から要望が来ておりまして、不足分を補正するものでございます。

次のページの2項1目道路橋梁維持費、補正額1,423万円。道路橋梁維持事業185万9,000円でございます。1つは委託料で、道路標識の安全点検委託料でございますが、五葉会館のところと保育園のところに道路案内の大きい看板がございますが、あれと同じ型の落下があったそうで、県から点検をちゃんとするようにという指導がございましたので、その委託料でございます。それから、道路維持修繕100万円でございます。これにつきましては、高橋の向こうの落石防護とか、日向地内の路側ブロック積みでございます。栃山橋の欄干の取りかえ工事66万8,000円。それから、社会资本整備総合交付金357万円。まず、委託料の路面損傷につきましては80万円減でございますが、下の防災安全交付金事業の組み替えでございます。それと、工事費の村道路面修繕工事1,000万減でございますが、これも下の工事費、防災安全のほうへの組み替えでございます。工事費の中で、中川原の駐車場工事369万9,000円の減でございますが、同じ工事で、今度はこの補助制度ではなく、元気な交付金事業対象事業ということで1,890万円ほど増額になっております。公園の駐車場のブロック積みですけれども、通常ですとあと二、三年かかるところをこの工事でもブロック積みだけ済ませたいというものでございます。それから、防災安全交付金事業880万1,000円。路面の調査と栃山線の路面修繕工事でございます。

3項1目住宅管理費、補正額116万4,000円。住宅管理費でございます。清流荘の臭気対策、それから清流荘2室と木曾渡住宅の1室の退去に伴います修繕でございます。

4項1目河川砂防費、補正額2,562万円。県単の急傾斜地の上小川の工事でございます。

9款1項3目災害対策費、補正額が335万4,000円。防災対策費で発電機を20台、それから防災倉庫を2個ですけれども、コミュニティ助成を使いまして整備するものでございます。

次の26ページの10款1項2目事務局費31万7,000円の減。教育委員会事務局費で34万9,000円の減でございます。給料、職員手当、共済費で37万1,000円の減と、負担金で郡校長会の負担金が不足する部分を2万2,000円増額でございます。高校生通学支援につきましては、財源補正。学校保健会につきましては、教職員の健康診断の増額部分でございます。

2項1目学校管理費、補正額が38万5,000円。小学校施設営繕費でございます。小学校のランチルームの網戸の設置とか、玄関タイルの修繕などでございます。

次のページの2目の教育振興費、補正額5万7,000円。小学校就学援助費でございます。準用保護の児童1名増による部分でございます。

3項2目教育振興費16万円の補正。ここにつきましても、準用保護児童2名の増加によるものでございます。

4項1目社会教育総務費23万5,000円。古いもの館の進入しますアプローチのタイル修繕でございます。

5項1目保健体育総務費、補正額2万9,000円。郡体育協会の負担金の不足部分でございます。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第48号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,792万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成25年6月25日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては朗読を省略させていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正。簡易水道事業債、限度額3,210万円が3,260万円、50万円の増でございます。簡易水道施設整備に伴うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

次の6ページの事項別明細書の1. 総括のところの朗読は省略させていただきます、8ページからでございます。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額50万円。一般会計からの繰入金ですが、過疎債の施設整備分の借り入れの分でございます。

3款1項1目繰越金、補正額30万2,000円の増、前年度繰越金です。

5款1項1目分担金、補正額42万円、加入者分担金でございます。

6款1項1目村債、補正額50万円。簡易水道事業債で50万円の増額でございます。

3. 歳出。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額172万2,000円。簡易水道建設事業の村単独事業分の補正でございます。まず委託料でございますが、旧岐阜部品社長住宅の配水管増設設計の委託料でございます。現在は工場から住宅のほうへ通じている管に水道メーターを取りつけて給水を行っておりますけれども、岐阜部品では年末年始の10日ほどの休暇期間中は、凍結防止のため、どうしても水道のもとからとめてしまわないといけないということで、改めて水道管を引くための設計調査を行うものでございます。工事請負費104万8,000円の補正額ですが、村単で高度濁度計を大明神浄水場に新設を行います、それに伴う中央監視装置の改修工事費でございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

安江診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第49号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,540万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月25日提出、東白川村長。

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正から5ページ、事項別明細書の総括の朗読を省略し、7ページをお開きください。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額35万8,000円。説明欄にございます予防接種受託料で一般会計からの受託分でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額140万円。過疎債事業分の施設整備費として、一般会計から繰り入れをいただく金額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額149万4,000円の減。前年度繰越金の減でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額15万円。陰地の苧田様、中谷の安江様からいただいた指定寄附金でございます。

9ページをお開きください。

3. 歳出。

1款1項2目医療管理費、補正額26万4,000円。説明欄で、予防接種に必要とします医薬材料費

ということで、風疹の薬剤を買うもので、26万4,000円でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額15万。医療設備等の設備整備基金への積み立てで15万円でございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の11ページの雑入、補助金の収入として、夢さくらに90万円の収入がありますが、これ、せんだって説明を受けていまして、この収入の見込みがあるということで、イメージアップ事業のほう採択の折、ずっと言ったはずなんです、ここから歳出のほうへ行きまして、23ページの部分なんです、イメージアップ事業のところ財源が90万円と入っておりますが、実は本来ですと、単独でおせば財源補正という形で、一旦終結をして、なおかつイメージアップ事業の新たに一般財源が90万円ほど追加されるというふうに説明が入っていくはずのところを、あえてそこを省略されまして、増減が基本的に余りないように見える、一般財源の持ち出しがないように見える形で、ここであえて、ゆるキャラグッズの補助金ということを出ています。イメージアップ事業については、今までもずっとやっているように、もともとの説明ですと、既存の団体がというところから毎回スタートするわけですが、この場合のゆるキャラグッズ制作補助金というものの受け皿はどこになるかということと、今後、こういう説明のときに、財源のつけかえと同時に支出が行われるときにはしっかり説明していただかないと、まるで財源が、余分に一般財源が使われてないようなイメージになりかねませんので、説明のときにわかりやすく説明していただけたらいいと思いますので、お願いします。

○議長（安倍 徹君）

松岡総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

私、ちょっと説明不足で申しわけありません。夢さくらのほうは当初予算に組んでいますので、そちらへの支出はございません。財源補正だけでございます、90万円につきましては。

ここにありますゆるキャラグッズというのは別物でございます、つちのこ実行委員会のほうへ支払うもので、こちらがグッズをつくるもので、それに対して補助をするものでございます。今の夢さくらのほうは、歳入の財源補正だけというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

わかりました。それは、実は読んでてわかることで、一番肝心なところは、既存の団体に対して

の補助事業であるというのがもともとのイメージアップ事業のスタートだったんですが、実は夢さくらに支出が始まったことによって、最初の縛りがだんだん緩くなっていきまして、どんどんどんどんイメージアップ事業という形で出ていきますが、実は事業の補助金のことについて、前回、委員会で説明がありましたときには約190万の説明をようやく受けたばかり。受け終わった直後に、またそこで90万円近い支出がどんどんどんどん補正で行われていくというのは、当初予算の組み方として、いつも僕が言っているように、バランスを見る上で、当初予算のときに観光事業とイメージアップ事業というもののバランスをとって見ているときに、どんどん補正で片方だけに積み上げていくということになると、だんだんバランスが崩れていく可能性がありますので、当初予算の中のバランスがどんどん崩れていくような形の補正というのを、今後もっと慎重にやっていただけないかということを説明してください。もう一回、既存の団体でないところに支出するということを決められた過程をお聞きしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

このイメージアップ事業で、今回グッズの補正予算を実行委員会への補助金という形で上げさせていただいております。前からこの必要性がありまして、昨年、その一つとして、村のイメージアップを図るという意味で、ゆるキャラのマスコットキャラクターをつくらせていただいております。そして、さらに、そのゆるキャラを使って、物産展、それからイベント等の外へアピールする場におきまして、そのマスコットキャラクターを活用しておりますけれども、さらにもう少しアピールをしていくためには、のぼりでありますとか、それからキャラクターグッズ、こういったものの販売もあわせていかないと効果がなかなか上がらないということで、今回このような予算を上げさせていただいております。

この母体につきましては、今、特定の民間の業者の方よりは、今までのこういうイメージキャラクターをつくってきましたこういった実行委員会に設定したほうがよりいいのではないかという判断で、実行委員会のほうに交付するということにさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

これ、実はその上にありますイベント支援事業と受け入れ母体と同じことになっているんじゃないかと思うんですけど、これ、イベント支援事業と書いていただくと、さっき言ったような、例えば財源補正の部分の余分な心配をしなくて済む。それから、イベント支援事業の受け皿母体は実は同じですし、そもそも実行委員会は、通年実行委員会ではなくて、単発実行委員会に対して、このような通年の支出を支出するというのは実はあんまり好ましくないような感じを受けるんですけど、その部分だけちょっと判断をもう一回お伺いします。

○議長（安倍 徹君）

小池産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

もともとつちのこのキャラクターというものが生まれました母体には、つちのこの実行委員会というものがもともとからかかわってきておりますので、ここを受け入れ母体として、年間を通しての団体ではございませんけれども、村内の地場産業の活性化の一つの団体とみなして選定をしております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 東白川村子ども・子育て会議条例についてから議案第49号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 東白川村子ども・子育て会議条例についてから議案第49号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの4件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安倍 徹君）

日程第13、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、閉会中の継続調査申出書。

東白川村議会議長 安倍徹様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認める事項、6.

議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。委員長の申し出の事項について、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安倍 徹君）

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、平成25年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員